

常任委員会（協議会）における委員からの意見等への対応について

1. 文教委員会

学校長や執行部の意見を踏まえると、児童・生徒に対してヘルメットの着用を義務付けるのは時期尚早である。地域の実情、高等学校の生徒など髪型を気にする世代への配慮など、プロジェクト会議で再検討していただきたい。

また、学校現場に関する規定は来年 4 月以降の施行としているが、教育委員会から取組のスケジュールが示されないと、条例に書き込めないのではないか。教育委員会には、早急に検討を開始していただきたい。

（プロジェクト会議の考え方）

ヘルメットの着用については、プロジェクト会議の中でも様々な意見があり、これまで多くの時間をかけて検討してきました。その過程では、小学校・中学校・高等学校の校長や P T A 協議会、埼玉県の関係課などから意見を聴くとともに、児童・生徒に対するアンケート調査等を実施したところです。

プロジェクト会議としては、御指摘のような課題はあるものの、学校や交通安全団体等との連携により、ヘルメット着用の効果に関する知識の普及を図るとともに、生徒の安全確保に向けた取組を推進する必要があると考え、条例（案）を作成しました。

また、学校現場に混乱を生じることがないように、周知や準備に要する期間を設け、通学、部活動などの学校管理下の活動で自転車を利用する場合のヘルメット着用の指導・助言に係る規定の施行期日を平成 3 1 年 4 月 1 日としたところです。

案①：現状の条例（案）のままとする。

よって、条例（案）については、現状のままとします。

案②：条例（案）を修正し、検討規定を追加する。

施策の実現可能性や学校、児童・生徒、保護者等に与える影響などといった課題もあることから、条例（案）を修正し、市及び学校の長に対して、ヘルメット着用に関する検討とその結果に基づいた必要な措置を求めることとします。

修正後	修正前
<p>(乗車用ヘルメットの着用等) 第13条</p> <p>保護者は、その監護する子が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。</p> <p>2 高齢者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。</p> <p>3 高齢者の家族は、当該高齢者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるとともに、自転車の安全な利用について助言するよう努めなければならない。</p> <p>4 市内において自転車の小売を業とする者（第15条第3項において「自転車小売業者」という。）又は自転車の貸出しを業とする者（第14条第4項において「自転車貸出業者」という。）は、自転車を販売し、又は貸し出すときは、自転車を購入しようとする者（第15条第3項において「自転車購入者」という。）又は借り受けようとする者に対し、乗車用ヘルメットの着用、自転車の定期的な点検及び整備その他の自転車の安全な利用に関する対策に係る情報の提供及び助言に努めなければならない。</p> <p>5 市及び学校の長は、乗車用ヘルメットの着用が自転車利用時の事故による被害の軽減に資することに鑑み、児童及び生徒の乗車用ヘルメットの着用を促進するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第2項の規定は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>(乗車用ヘルメットの着用等) 第13条 <u>市は、乗車用ヘルメットの着用が自転車利用時の事故による被害の軽減に資することに鑑み、埼玉県、交通安全団体、学校等と連携し、乗車用ヘルメットの着用の効果に関する知識の普及を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>2 保護者は、その監護する子が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の長は、その生徒が、通学又は部活動その他の学校の管理下において行われる活動において自転車を利用するときは、当該生徒が乗車用ヘルメットを着用するよう指導及び助言に努めなければならない。</u></p> <p>4 高齢者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。</p> <p>5 高齢者の家族は、当該高齢者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるとともに、自転車の安全な利用について助言するよう努めなければならない。</p> <p>6 市内において自転車の小売を業とする者（第15条第3項において「自転車小売業者」という。）又は自転車の貸出しを業とする者（第14条第4項において「自転車貸出業者」という。）は、自転車を販売し、又は貸し出すときは、自転車を購入しようとする者（第15条第3項において「自転車購入者」という。）又は借り受けようとする者に対し、乗車用ヘルメットの着用、自転車の定期的な点検及び整備その他の自転車の安全な利用に関する対策に係る情報の提供及び助言に努めなければならない。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第2項及び第13条第3項の規定は、平成31年4月1日から施行する。</p>

2. まちづくり委員会①

本市の「自転車まちづくりプラン さいたまは一と」と条例（案）の差・区別をどのように考えるか。例えば、自転車駐車場の設置は、どちらを根拠に行うのか。条例を制定する前に、条例（案）に盛り込まれた理念や施策と「さいたまは一と」に掲げられている取組の整理をする必要があるのではないか。

（プロジェクト会議の考え方）

「さいたまは一と」に掲げられている取組と条例（案）に盛り込まれた理念や施策の位置付けについては、条例（案）策定の過程で、プロジェクト会議において、比較表を使用し、確認しました。「さいたまは一と」には“たのしむ”“まもる”“はしる”“とめる”の4本の柱があり、それぞれ実施事業と実施方策が定められています。条例（案）においても、4本の柱それぞれに該当する条文を規定していますが、相互に齟齬（そご）を生じるものではなく、不足する部分については補い合い、本市の自転車施策を推進する両輪となっていくものと考えます。これまでも、プロジェクト会議において執行部から意見を伺うほか、プロジェクト会議事務局を通じて、執行部と案文の協議を重ねてまいりましたが、御意見を踏まえ、条例制定時に、執行部において混乱を生じることのないよう、必要な調整を図ってまいります。【別紙参照】

「自転車まちづくりプラン さいたまはーと」と条例（案）の関係

さいたまはーと
計画の柱

条例（案）の主な項目

たのしむ

- サイクリング等に親しむための基盤の整備（21条）
→ 走行ルート・案内表示・サポート施設の設置
- 推進組織の設置（25条）

まもる

- 自転車安全教育（10条、11条、12条）
- 乗車用ヘルメットの着用等（13条）
- 自転車損害保険等の加入、情報提供（14条、15条）
- 自転車の押し歩きの推進（17条）
- 自転車の安全対策・防犯対策（18条）

はしる

- 自転車通行空間の整備（20条）
- サイクリング等に親しむための基盤の整備（21条）
→ サポート施設の設置

とめる

- 自転車の駐車対策の推進（22条）

条例（案）の独自項目

- 災害時における自転車の有効活用（23条）
- 自転車を活用した国際交流等の推進（24条）
→ 現在実施している放置自転車の譲渡や、
国際的な自転車会議等を想定

- 財政上の措置（26条）
→ これらの施策を実施するための財政上の措置を担保

3. まちづくり委員会②

条例（案）では、市内に居住・滞在・通勤・通学する者に加えて、市内を通過する者を「市民等」と定義している。その一方で、条例（案）第4条では、市は、市民等に対して広報活動や啓発活動をするとともに、市民等の取組を支援することとしている。市外に居住する者などに対して、どのように広報・啓発などの取組を行うのか。また、市外に居住する高齢者で、市内を通過する者に対して、どのようにヘルメットの着用を働きかけるのか。

（プロジェクト会議の考え方）

プロジェクト会議では、市内を通過する者に対しても、ポスターの掲出やパンフレットの配布などにより、本市の自転車のまちづくりに関する取組を広報・啓発することが可能であると考えたところです。しかしながら、条例（案）を精査すると、条例（案）第10条で「市は、市民等に対して自転車安全教育を行う。」と規定し、市内を通過する者に対しても教育の実施を求めるなど、実現可能性の低い事項があることも明らかとなったところです。御意見を踏まえ、条例（案）を修正し、市民等の定義から市内を通過する者を除くこととします。

また、市内を自転車で通過する者に対するヘルメット着用の働きかけについては、条例が地方公共団体の区域内に滞在する者に属地的に適用され、当該地方公共団体の区域内においてのみ効力を有することを原則としていることから、限界がありますが、条例制定時には、執行部においてヘルメット着用の有効性を広報していただきたいと考えています。

修正後	修正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) [略] (6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞 在し、又は通勤し、若しくは通学する者 をいう。 (7)～(9) [略]	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) [略] (6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞 在し、通勤し、若しくは通学し、又は市内 を通過する者をいう。 (7)～(9) [略]

(参考) 「市民等」の用語を使用している条文

(目的)

第1条 この条例は、自転車のまちづくりに関し、基本理念を定め、並びに市、自転車利用者、事業者、交通安全団体及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めること等により、自転車のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 自転車のまちづくり 自転車の安全な利用に関する意識の高揚、自転車通行空間の整備、自転車を利用したレクリエーション活動の充実に資するための基盤の整備、自転車の駐車場所の確保その他の自転車を安全で快適に利用することができる環境の整備により、市民等が自主的かつ積極的に自転車を利用することができる地域社会を形成することをいう。

(3)～(5) [略]

(6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(7)～(9) [略]

(基本理念)

第3条 [略]

2 [略]

3 自転車のまちづくりは、市、自転車利用者、事業者、交通安全団体及び市民等がそれぞれの責務を果たすとともに、相互に連携することにより、推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 [略]

2 市は、自転車利用者、事業者、交通安全団体及び市民等に対し、自転車のまちづくりに関する広報活動及び啓発活動を行うものとする。

3 市は、事業者、交通安全団体又は市民等が行う自転車の安全な利用に関する取組を支援するものとする。

(市民等の責務)

第8条 市民等は、自転車のまちづくりに関する理解を深めるとともに、家庭、職場、学校、地域等において自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

(市の施策への協力)

第9条 自転車利用者、事業者、交通安全団体及び市民等は、市が実施する自転車のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民等に対する自転車安全教育)

第10条 市は、埼玉県、交通安全団体、学校等と連携し、市民等に対し、幼児期から高齢期までの各段階に応じた自転車の安全な利用に関する教育（以下「自転車安全教育」という。）を行うものとする。